

定款

経営基本 第 00010 号

株式会社メイテックグループホールディングス

---

目 次

第 1 章 総則.....	3
第 1 条 (商号).....	3
第 2 条 (目的).....	3
第 3 条 (本店の所在地).....	3
第 4 条 (機関).....	3
第 5 条 (公告方法).....	4
第 2 章 株式.....	4
第 6 条 (発行可能株式総数).....	4
第 7 条 (自己の株式の取得).....	4
第 8 条 (単元株式数).....	4
第 9 条 (単元未満株式の買増し).....	4
第 10 条 (株主名簿管理人).....	4
第 11 条 (株式取扱規程).....	4
第 3 章 株主総会.....	4
第 12 条 (招集).....	4
第 13 条 (定時株主総会の基準日).....	4
第 14 条 (招集権者および議長).....	5
第 15 条 (電子提供措置等).....	5
第 16 条 (決議の方法).....	5
第 17 条 (議決権の代理行使).....	5
第 4 章 取締役および取締役会.....	5
第 18 条 (取締役の員数).....	5
第 19 条 (取締役の選任).....	5
第 20 条 (取締役の任期).....	6
第 21 条 (代表取締役および役付取締役).....	6
第 22 条 (取締役会規程).....	6
第 23 条 (取締役会の招集権者および議長).....	6
第 24 条 (取締役会の招集通知).....	6
第 25 条 (取締役会の決議の省略).....	6

第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）	6
第 27 条（取締役の報酬等）	7
第 28 条（取締役の責任免除）	7
第 5 章 監査等委員会	7
第 29 条（常勤の監査等委員）	7
第 30 条（監査等委員会規程）	7
第 31 条（監査等委員会の招集通知）	7
第 6 章 計算	7
第 32 条（事業年度）	7
第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）	7
第 34 条（剰余金の配当の基準日）	7
第 35 条（中間配当）	8
第 36 条（配当金の除斥期間）	8
附則	8
第 1 条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）	8

---

## 定款

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条（商号）

当社は、株式会社メイテックグループホールディングスと称し、英文では、MEITEC Group Holdings Inc.と表示する。

#### 第 2 条（目的）

当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 機械類の設計、製作および販売
- (2) 電気、電子機器類の設計、製作および販売
- (3) 電子計算機に関するソフトウェアの開発および販売
- (4) 前各号に関連する技術教育および技術情報の提供ならびに図書類の出版および販売
- (5) 電子計算機および周辺機器の管理および販売
- (6) 前各号に関連する調査、研究、技術開発、教育およびコンサルタント業務
- (7) 不動産の賃貸借および管理
- (8) 物品のリース業
- (9) 各種企業に対する投資ならびに有価証券の保有および運用
- (10) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- (11) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (12) 人事・採用業務の請負業務
- (13) 経営、人事管理および能力開発に関する教育研修講座の企画、実施およびコンサルタント業務
- (14) 前各号に関連または附帯する一切の業務

#### 第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を神奈川県厚木市に置く。

#### 第 4 条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第 14 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 15 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 18 条（取締役の員数）

当社の取締役は、12 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

#### 第 19 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 20 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第 21 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名を定め、必要に応じ、取締役会長 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第 22 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 25 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

#### 第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第 5 章 監査等委員会

#### 第 29 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

#### 第 30 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

#### 第 31 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第 6 章 計算

#### 第 32 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

#### 第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### 第 34 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第 35 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

### 第 36 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 未払の配当財産には利息をつけない。

## 附則

### 第 1 条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 50 回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 50 回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の本定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。
3. 本条の規定は、第 50 回定時株主総会において承認可決された吸収分割契約承認の件に係る吸収分割の効力発生日から 10 年を経過した日をもって削除する。

---

## 附則

この定款は、昭和 49 年 7 月 8 日より実施する。

この定款は、昭和 54 年 9 月 25 日より改定する。

この定款は、昭和 55 年 1 月 23 日より改定する。

この定款は、昭和 55 年 9 月 25 日より改定する。

この定款は、昭和 57 年 9 月 29 日より改定する。

この定款は、昭和 59 年 3 月 26 日より改定する。

この定款は、昭和 59 年 10 月 31 日より改定する。

この定款は、昭和 61 年 10 月 24 日より改定する。

この定款は、昭和 62 年 10 月 28 日より改定する。

この定款は、昭和 63 年 6 月 29 日より改定する。

この定款は、平成 2 年 6 月28 日より改定する。  
この定款は、平成 3 年 6 月27 日より改定する。  
この定款は、平成 6 年 6 月29 日より改定する。  
この定款は、平成 8 年 6 月27 日より改定する。  
この定款は、平成 13 年 6 月26 日より改定する。  
この定款は、平成 13 年10 月 1 日より改定する。  
この定款は、平成 14 年 6 月25 日より改定する。  
この定款は、平成 15 年 6 月24 日より改定する。  
この定款は、平成 16 年 6 月24 日より改定する。  
この定款は、平成 16 年10 月 1 日より改定する。  
この定款は、平成 18 年 6 月22 日より改定する。  
この定款は、平成 21 年 6 月23 日より改定する。  
この定款は、平成 22 年 1 月 6 日より改定する。  
この定款は、平成 27 年 6 月18 日より改定する。  
この定款は、令和 4 年 6 月21 日より改定する。  
この定款は、令和 4 年 7 月 1 日より改定する。  
この定款は、令和 5 年 3 月 1 日より改定する。  
この定款は、 2023 年 6 月22 日より改定する。  
この定款は、 2023 年10 月 1 日より改定する。